

町長内山大三筆

4月 (No. 46)

昭和45年4月10日 ■発行／与板町（代表者与板町長内山大三） ■編集 与板町だより編集委員会



● おはようと元気に登校 今日から一年生

長い冬から解放され天に地に自然の豊かさが感ぜられ、見るものすべてが新鮮に感ぜられる頃になりました。天には小鳥が飛びまわり、地にはたくましく春耕が始まります。又、この時期は新入学の時でもあります。希望に胸ふくらませ元気に登校してくる子供達を暖かく見守り、幸せな毎日を送られるようにしてやりたいものです。

人口の動き

3月31日現在

	()	は2月末との比較
人口	8,032人	(- 37人)
男	3,897人	(- 19人)
女	4,135人	(- 18人)
世帯	1,786	(- 2)
出生	13人	死亡 6人
転入	55人	転出 99人

おもな内容は

4月 卯月 (うづき)

くらし 新学期（入学・新学）冬物の整理、強風の季節掃除は急入りに、お花見、ハイキングのシーズン、外出時には防犯、防火の用心を

はな パンジー、アネモネ、チューリップ、デージー、さくら、くるめつづじ

やさい たけのこ、うど、ふき、わらび、からし菜、みつば、にら、レタス、しゅんぎく

さかな かつお、にしん、きす、いわし、とびうお、やりいか、さより、あさり、あわび

くだもの 伊予かん、三宝かん、レモン、りんご、いちご、はづく

よいた町だより 45. 4. 10 発行

[8]

ごみ並びに危険物の搬出について



平素は、ごみ及び危険物の収業務について、御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

つきましては、最近個々にごみ、危険物の無断搬出が多くなっておりますので、集

つきました。そこで、その整理に苦

れましたので今迄登録さ

れた犬は勿論のこと未登録の

犬についても当日はお繋り合

せの上、都合の出来る会場に承認を得て搬出して下さい。

い。新潟県では次のよう

い。畜犬登録並びに狂犬病予防注射

の実施について

の御力をお願い申し上げます。

狂犬病の発生を予防し、そ

のまん延を防止し、これを撲滅することにより、

狂犬病予防注射を受け

る事で定め、条令違反した場合

は罰則することになつてお

りますので必ず受け下さ

1. 犬の所有者は毎年一回知事に登録しなければならない

(4月1日で生後91日以上

の犬、又は翌年3月31までに生後91日以上になる犬

の所有者) 第4条

2. 犬の所有者は6ヶ月毎に一回の狂犬病予防注射を受けさせなければならぬ

○犬飼者の門標（ステッカ）

計五七〇円と印鑑をお忘れなく御持参下さい。

手数料等

◎畜犬登録申請手数料 三〇〇円

二六〇円

◎狂犬病予防注射手数料 一〇円

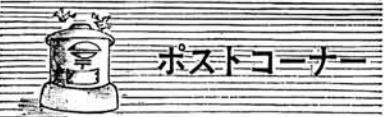
二六〇円

◎4月22日 都野神社前 午前10時～正午

◎4月23日 黒川公民館前 午前10時～午前11時

◎4月23日 保健所前 午後1時～午後3時

：第5条



ふるさとを離れて働く人々を愛のたよりで励ましましよう

就職や進学で私たちの生活環境も変わる季節になりました。

様々な思い出のある、住みなれたふるさとを遠く離れて働く人々にとつて、ふるさとほどなつかしいものはないでしょう。こんな時ふるさとからの、両親や兄弟、後輩からのよりを見ることは、どんなに楽しく、励ましとなることでしょう。

郵政省もこの愛のたより運動をいつそう活動しようと、今春卒業され親元をはなれて就職される青少年を対象にミニレターや手紙の書き方などを配付するなどして、みなさんこの文通運動を呼びかけています。

便利なミニレター

郵便書簡のことをミニレターと俗にいっています。これは封筒と便せんをかね備えたもので、郵便切手を貼る必要もなく、売価一枚15円でそのまま差し出せる便利なものです。

一度お試し下さい

昭和四十五年度 犬登録並びに狂犬病予防注射手数料集取の際にお出し下さい。

1. ごみ集取の際、燃えない物（取灰、石炭がら等）は危険物集取の際にお出し下さい。

2. ごみ並びに危険物の搬出について

畜犬ご同道下さい。

又、新潟県では次のように

1. 条令で定め、条令違反した場合は罰則することになつてお

りますので必ず受け下さ

1. 犬の所有者は毎年一回知事に登録しなければならない

(4月1日で生後91日以上になる犬の所有者) 第4条

2. 犬の所有者は6ヶ月毎に一回の狂犬病予防注射を受けさせなければならない

○犬飼者の門標（ステッカ）

計五七〇円と印鑑をお忘れなく御持参下さい。

同月年金保険料の

昭和45年度暖候期予報に基づく 稲作技術対策

- (1) 予想される気象（新潟地方気象台）
⑦春季は寒暖の変化がはげしい特に4月中旬～5月上旬に低温の期間がある。⑧梅雨期6月上～下旬高温少雨傾向、6月下旬～7月中旬、大雨のおそれ、低温の期間がある。⑨盛夏期は天候不安定、暑さ続かず低温、多雨の期間がある。⑩秋季は前半早冷傾向、後半は順調。

- ## (2) 予想される稻作上の問題点と技術対策について

(7)早播しすぎると除覆後の低温に遭遇して障害が出やすいので、作季を早めず、早まきしすぎない。除覆時の気象に注意する。(8)苗の生育はおさえられる。変動する気象に注意し前半は保温管理をする。(9)田植後の活着、分けつの発生はおくれるおそれがある。苗質をよくし、生育に合わせて田植期を調節する(10)分けつ中期から生育が盛んとなり、多窒素の稻では過繁茂になりやすい。初期生育のおくれを追肥で挽回しようしないこと。(11)病害虫の発生に注意し防除を徹底する。(12)元肥施肥量を適正にし、気象変化、生育状況に応じて穗肥で調節する。(13)用水管理は最高分けつ期～分けつ減退期の中干し、穗孕期～出穗灌水を原則とし、気象の推移をみて間断灌水を行ない、根の活力を維持する。(14)穂いもちの発生に注意し防除を徹底する。(15)登熟期の気象からみて、実肥の効果は期待出来ない。(16)適期刈取の励行、適正な乾燥をはからなければならない。

よいたより 45. 4. 10 発行
国民年金保険料の
納め忘れをなくしましょう

今年も年未だ
やつてきました。
三月および四月は
昭和四十四年度の
保険料のしめくくり
の月です。(国民年金の保険料を納め忘れないで
しようか。)
ご存知のように
老令年金は、保険
料を納めていないと
年令額に影響します。
また、けがをしたり、
が死亡したりした
とき、支給される
障害年金や母子年
金の年度の納入如何が
となります。この
料を納めても間に合

昔の人が書いた人がいい隠に て納氏くのは が

新潟県は、全国でも障害年金を受けている人がたいへん多いのです。このことは、障害状態になつている人が多いことよりも、保険料の納め忘れが少ないということにもなるかと思います。

いざというときに、少しの滞納のために年金が受けられないとのことのないように保険料は必ずしも納期限までに納めるようにしてください。

なお、毎月納めるのが面倒な方、納め忘れのないようにしておきたい方のためには、

たてた。たてた。さういふ事だ。おれが

将来の分の保険料を予め納めておく前納の制度があります。また、所得がなくて保険料を納められない方のため保険料を免除する制度があります。

保険料の免除を受けた場合、老令年金については、この免除を受けた期間分の年金は保険料を納めた期間の三の一になりますから、免除を受けた方は、将来資力が回したときに、以前に免除を受けた期間分の保険料を納め高い年金額が受けられるよ保険料の過納をお勧めします。

× × ×

—— よい町たより 45. 4. 10 発行 ——
水死事故
とするもの
「こどもを水から守る運動」
にご協力を！
// 心配
重点目標

こどもの水死事故は毎年その跡を絶たず、特に未就学児の水死者は監護義務者の不注意によるものが圧倒的に多い実状にあるところから、大きな社会問題となっているので県、市町村をはじめ、家庭・学校・関係機関・団体等の協力のもとに、県民あげてこの運動に参加し、こどもの方を未然に防止しますのであります。

うのに民協保 な人の御意益就を事

運動 4. 3. 2.
（2）（1）強ま昭和指揮所審査
から防風櫓で本四調和指揮所審査

家庭周辺における危険箇所の点検と整備
水泳禁止区域および水泳指定区域の周知徹底
児童・生徒に対する水泳指導の強化

和四十五年四月一日から
和四十五年十月三十一日までとし、特に次の期間を
調月間とする

四月一日から
六月三十日まで、春の農繁期における幼児の水死事故防止強調月間

七月一日から
八月三十一日まで夏期におけらる危险箇所の心配ごと相談所は、住民のため与板町社会福祉協議会は四月から“心配ごと相談”を開設することになりました。

やみごと、心配ごとをもいる人なら、どなたでもおいで下さい。相談には、秘密を厳守いたします。

○ ま たの感想推すは関

「心配」と相談所を開設します

気軽に相談において下さい

「こどもを水から守る運動」 にご協力を！

故は毎年その跡を以て、必ず学児の死者は監護義務者の不注意によるものが圧倒的に多い実状にあるところから、大きな社会問題となつてゐるのを以て、市町村をはじめ、家庭・学校・関係機関・団体等の協力のもとに、県民あげてこの運動に参加し、こどもの未然に防止しようのであります。

(2) 運動昭明強ま(1) 4. 3. 2.

都府
都府周辺における危険箇
所の点検と整備
水泳禁止区域および水泳
指定区域の周知徹底
児童、生徒に対する水泳
指導の強化

の期間
和四十一年四月一日から
でし、特に次の期間を
調月間とする

四月一日から
六月三十日ま
で、春の農繁
りに水死事故
防止強調月間

七月一日から
期における幼
児の水死事故
八月三十一日

まで夏期にお

その感想推測は関

口ニ一募金に16万6千円集まる
御協力ありがとうございました

昭和四十四年度分
コロニー募金に
ご協力頂きまことに
に有難うございま
した。
ここにご報告申
し上げるとともに
深く感謝申し上げ
ます。
早速新潟県コロ
ニー協力推進協議
会宛送金いたしま
した。

問 確定申告がまちがつていて
答 たとき 確定申告は3月16日期限で終了しましたが、その申告に計算誤り等があることが解ったときは次のように手続ができます。

1. 修正申告 申告した税額が少なかつたときは、税務署から更正申告書を提出し納税することができまます。この場合は5%の過少申告加算税がかかります。但し特殊な場合を除いて、発的に修正申告書を提出した場合はかかりません。

2. 更正請求 申告した税額がすぎたときは確定申告期限2ヶ月以内(本年は5月16日まで)

め過ぎた税金を返してもらいます。期限後申告は、税務署から決定があるまで期限後申告書を提出して納税することができます。この場合、税務署から決定されると10%の無申告加算税がかかりますが自発的に申告すれば5%になります。

滞納は町民全体の不利益

よく税の収納率何%といふことがあります。これは一年間に実際には収納された額と課税された額に対する割合をいうのです。かりに収納率が90%であったとします。本来一〇〇%であるべき比率が下廻るということは一〇〇人の中に10人の滞納者があるということです。そこでまじめに完納した納税者の「声なき声」を察するならば「年90%の収納率ですむなら

3. えます。
期限後申告は、税務署から決定があるまで期限後申告書を提出して納税することができます。この場合、税務署から決定されると10%の無申告加算税がかかりますが自発的に申告すれば5%になります。

滞納は町民全体の不利益

よく税の収納率何%といふことがあります。これは一年間に実際には収納された額と課税された額に対する割合をいうのです。かりに収納率が90%であったとします。本来一〇〇%であるべき比率が下廻るということは一〇〇人の中に10人の滞納者があるといふことがあります。そこでまじめに完納した納税者の「声なき声」を察するならば「年90%の収納率ですむなら

受け課税してそれを完全に実現しないのか」と云う理で、10%の滞納者の負担額を背負いこんだことにもなるわけですね。こう云う事は行政の正義感が町税全体の額からすれば相当多額となり、それだけ減税もあるいは町民福祉向上が可能となります。又これが自己財源として、国の補助金や起債などがもられて約三倍の事業が出来るることになります。与板町の実収率は4年です。与板町の課税額で九九・一%であります。年度管内平均九九・五%に比べて最下位でありました。何卒滞納しない様に特段の御協力を願い上げます。町税は町民の為の税金であり会費であります。納税をすまして明るい町を築きましょう。